## 再意見書

平成24年3月1日

情報通信行政·郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにししんじゅくさんちょうめ

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

え べ つとむ

代表取締役社長 江部 努

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の 規定により、平成24年1月23日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のと おり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております)

# 接続約款の変更案への意見に対する再意見

ー平成24年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定に係る接続約款の措置ー

平成24年3月1日東日本電信電話株式会社

<NGN をオープン化すべきとのご意見>

平成20 年3 月に商用開始したNTT-NGN では一定のアンバンド いてはほとんど接続実績がない状況が続いています。これは、 PSTN においてはコア網及びアクセス網の機能がオープン化さ れ、GC/IC 接続の実現等により多様なサービスが展開され競争 環境が整備されてきた一方で、NTT-NGN においては依然として オープン化が不十分であるためです。

弊社共としては、今後引き続きGC 接続類似機能やプラットフ オーム機能等のオープン化に係る検討を進めていく必要があ ると考えており、総務省殿においてはNTT 東西殿の取組みや接 続協議の状況等も注視した上、可及的速やかに必要なルール整 備を図っていただくべきと考えます。なお、NGN のアンバンド ル化については「ブロードバンド普及促進のための環境整備の 在り方」情報通信審議会答申(平成23 年12 月20 日)(以下、 「ブロードバンド答申」という。)において「・・①『具体的 な要望があること』、②『技術的に可能であること』という考 え方に基づき、③『過度な経済的負担がないことに留意』しつ つ判断」すると記載されているところです。加えて、弊社共が 従前から要望しているGC 接続類似機能のアンバンドルについ ては、現在光接続料の分岐単位接続料に関する検討が進められ ている接続委員会にて検討を行うことが適当とされています。 ブロードバンド答申の考え方に基づけば、GC 接続類似機能は 『①具体的な要望』があり『②技術的に可能である』ものに該 当するものと考えており、経済的負担を軽減した上で実現する 方策を接続委員会にて判断すべきと考えます。

また、プラットフォーム機能等のオープン化に係る検討を進め ていく上では、接続事業者からNTT 東西殿へ要望するに当た り、接続事業者側ではNTT-NGN の詳細な技術仕様がわからない 点も踏まえ、NTT 東西殿からは技術的な可否、及び網改造が必等が必要となるため、当社としては実施する考えはありません。 要な場合はその規模等の回答と併せて、接続事業者が要望する

#### 当社意見

「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」の |答申(平成20年3月)において、NGNにおけるアンバンドル ルが実施されましたが、中継局接続機能や収容局接続機能にお が必要な機能は、『フレッツサービス(収容局接続)に係る機能』 『IP電話サービス(IGS接続)に係る機能』『イーサネット サービスに係る機能』『中継局接続』の4つと整理されており、 当社はそれに従ってアンバンドル機能の設定を行っています。

> 当社としては、オープン化の具体的なご要望があれば協議に応 じさせていただく考えですが、「GC接続類似機能」については、 これまで再三申し上げてきたとおり、OSU共用と同様に、

- NTTのコアネットワークを共用することになるため、サー ビス提供事業者に均一のサービスの提供を義務付けることに なり、サービス進化、発展を妨げ、サービス競争を阻害するこ とになること
- 新サービスの提供や品質向上のために、サービスの提供方式 の変更を計画した場合、OSUを共用する事業者間の調整と 合意が必要となり、機動的なサービス提供や運用対処に障害 がでること
- 故障が発生した場合に、共用する事業者間での故障切分け、 原因特定、復旧措置等の連携が必要となり、故障復旧に時間 を要する等、サービスレベルが低下すること

といった、極めて重大な問題があることに加え、その実現のため には、

- 送信元アドレスを見て事業者に振り分ける事業者振り分け 機能の開発・導入
- 収容ルータの上部に他事業者との接続用の帯域制御機能付 きのゲートウェイ機能の開発・導入
- 設備管理、オーダ流通、保守監視等のオペレーション機能の 開発・導入

フトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会 社】

内容では大幅な改修を要する等の場合には、代替方法をご提案 プラットフォーム機能について「NTT-NGN の詳細な技術仕様が |頂くことが必要と考えます。【ソフトバンクBB株式会社、ソ|わからない」「大幅な改修を要する等の場合には代替方法の提案 が必要」とされておりますが、これまで他事業者から通信プラッ トフォーム機能に関する具体的な接続要望もないのが実情であ り、まずは、要望される事業者にて、どのようなサービスを提供 するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が 必要なのか等、ご要望内容を具体化していただくことが先決であ ると考えます。

> なお、平成 24 年 4 月に開催予定の第 7 回「PSTN マイグレーシ |ョンに係る意識合わせの場」において、「事業者間の接続形態」 をテーマに議論予定です。パブリックコメントでのご意見だけで はなく、この場を活用して「中継局接続機能のオープン化」や「通 |信プラットフォーム機能のオープン化(NNI)」についても具体的| なご要望をご提示いただければ、その内容を基に検討していく考 えです。

区分	他事業者意見	
網改造	<網改造費を必要とせずに他事業者が接続可能な網に構築し	当社は、イーサ
	直すべきとのご意見>	のサービス開始以
	NGNは、競争事業者との接続を前提とせずに、ボトルネ	公表する等オープ
	ック設備であるNTT東・西の光アクセス回線と一体として	前提とした対応を
	構築されており、他の事業者が新たに接続を行うにあたって	を担保してきたと
	は、NGNイーサネット接続機能に見られるように、多額の	ます。
	網改造費等の事業者個別負担を求められている状況にあり、	
	公正競争上の問題が顕在化しています。	一昨年、KDD
	公正競争を担保する観点から、NTT東・西は、網改造費を	続を要望されまし
	必要とせずに他の事業者が接続可能な網に構築し直すとと	ワークを自在に構
	もに、適切なコスト且つ必要なタイミングで競争事業者が必	タイプを提供する
	要な機能を利用できるようにすべきです。また、NGNは一	システム改修費用
	↑種指定電気通信設備であり、NGN上で提供される、IP電	必要となることを
	話をはじめとする各種機能に対する接続料規制は引き続き	行接続料の認可の
	必要です。	として認められて
	<ngn イーサネット接続料に関するご意見=""></ngn>	これに対し、K
	NGNイーサネット接続機能については、他の事業者との接	の責任において糾
	続を想定しない前提で設計されていることにより、他の事業	な網に構築し直す
	者が新たに接続を行うにあたって、これまでと同様に、多額	別の事業者が必要
	の網改造費等の負担を求められている状況にあります。	用しない事業者に
	NGNはボトルネック設備と一体で構築されている第一種	NGNの再構築を
	指定電気通信設備であり、本来は他の事業者が利用すること	あると考えます。
	を当初から想定し、追加的な網改造費を必要とせずに他の事	加えて、「他の
	業者が接続可能な網として構築されるべきであり、NTT	的な網改造を必要
	東・西と他の事業者の同等な利用環境が担保されることが必	築されるべき」と
	要です。	業者がどのような
	【KDDI 株式会社】	いのか、具体的な
		に、そのような要
		定し開発を行った

## 当社意見 ービスとの相互接続につい

当社は、イーサネットサービスとの相互接続について、NGNのサービス開始以前に、インタフェース条件や接続条件を事前に公表する等オープン化に取り組み、当初から他事業者との接続を前提とした対応を行うことで、当社と他事業者との接続の同等性を担保してきたところであり、公正競争条件は十分確保されています。

一昨年、KDDIから、PVCタイプを利用するための相互接続を要望されましたが、当社は、お客様が複数拠点を結ぶネットワークを自在に構築できるCUGタイプを提供しており、PVCタイプを提供する予定はないため、PVCタイプの提供に必要なシステム改修費用として、少なくとも10億円程度の費用負担が必要となることをKDDIにご提示したところですが、これは現行接続料の認可の際の答申においても、一定の合理性があるものとして認められています。※

これに対し、KDDIは、本意見募集において「NTT東・西の責任において網改造費を必要とせずに他の事業者が接続可能な網に構築し直すべき」との主張をされていますが、これは、個別の事業者が必要とする個別の機能に係る費用を、当該機能を利用しない事業者に求めることに留まらず、膨大な費用をかけて、NGNの再構築を求めるものであり、あまりにも乱暴なご意見であると考えます。

加えて、「他の事業者が利用する機能を当初から想定し、追加 的な網改造を必要とせずに他の事業者が接続可能な網として構 築されるべき」とも主張されておりますが、当社において、他事 業者がどのような機能をどういったインタフェースで接続した いのか、具体的な要望もない中で想定することは困難であり、仮 に、そのような要望もない中で、当社が様々な事業者の要望を想 定し開発を行った場合には、実際には利用されることのない機能 まで開発を行うことになりかねず、いたずらに開発コストが嵩み

非効率なネットワークとなり、その結果、低廉なサービスの提供に支障を来たすことになります。

したがって、KDDIのご主張は現実的ではなく、個別の事業者要望に基づき、個別の機能を具備するために要した費用については、当該事業者が負担するといった受益者負担の観点や、当該機能を利用する事業者と利用しない事業者との間の公平な費用負担の観点から、本費用については、これをご利用されるKDDIに負担していただくことが必要と考えます。

なお、通信事業者がNTT1社しかなく、サービスも音声通信しかなかったPSTNとは異なり、IP網は最初から多数の事業者が当社に依存することなく自ら構築しております。また光アクセスも低廉な水準でアンバンドル提供しており、他事業者は、このアンバンドルされたアクセス又は自ら構築したアクセスと、自ら構築したネットワークを組み合わせて、エンドエンドでお客様にサービス提供しています。

このように、自ら構築したネットワークと、自ら構築したアクセス又はアンバンドルされたアクセスを組み合わせて、お客様にサービス提供しているという点では、当社のNGNと他事業者のIP網には何ら違いはないことから、当社のNGNだけをアクセスと一体であることを理由に指定電気通信設備としていることには合理性がないと考えます。

### ※審議会答申抜粋(H22.6.29)

PVCタイプを実現するために必要なシステム改修に係る費用については、当該開発により実現される機能が基本的な接続機能に該当する場合には、当該機能を利用する者が負担する接続料の原価に算入することが適当である。この点、NTT東西が予定している負担方法では、(中略)PVCタイプのみが利用する機能分についてはPVCタイプを利用する事業者が負担することしている。また、回収の方法についても、過不足なく費用を回収するに当たり予見可能性のある手法であることから、一定の合理性があると認められる。